

# JIS

磁気テープ録音再生システム  
第6部 リール・ツー・リールシステム

JIS C 5567-1989

(IEC 94-6-1985)

平成元年11月1日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

---

主務大臣：通商産業大臣 制定：平成元.11.1

官報公示：平成.元.11.17

原案作成協力者：社団法人日本磁気メディア工業会

審議部会：日本工業標準調査会 家庭電器部会（部会長 山村 昌）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

**磁気テープ録音再生システム**  
**第6部 リール・ツー・リールシステム**

C 5567-1989

(IEC 94-6-1985)

**Magnetic Tape Sound Recording and Reproducing Systems**  
**Part 6: Reel-to-Reel Systems**

この規格は、1985年第4版として発行された IEC 94-6 (Magnetic tape sound recording and reproducing systems Part 6: Reel-to-reel systems) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格である。

**第1章 一般事項**

1. 適用範囲 この規格は、リール・ツー・リール録音再生システムに適用する。

**第2章 機械的要求事項**

12. リール及びハブの適用並びにその機械的要求事項

**12.1 適用**

12.1.1 業務用プログラム交換 業務用プログラム交換には、次に規定するリール及びハブを使用すること。

**12.1.1.1 6.30 mm 幅磁気テープ**

図1による中心孔20 mmのハブ

図2による中心孔8 mmのリール

図3による中心孔76 mmのリール

図4による中心孔76 mmのハブ

**12.1.1.1' 6.30 mm 幅磁気テープ**

図2'による中心孔8 mm、直径178 mm以下のリール

**12.1.1.2 12.7 mm, 25.4 mm, 50.8 mm 幅磁気テープ**

図3による中心孔76 mmのリール

図4による中心孔76 mmのハブ

12.1.2 テープレコード及び民生用テープ テープレコード及び民生用テープには、次に規定するリールを使用すること。

**12.1.2.1 6.30 mm 幅磁気テープ**

図2による中心孔8 mmのリール

12.2 リール及びハブの機械的要求事項 リール及びハブの機械的並びに寸法的要求事項について、図1~4及び該当する各表に示す。